○財務省令第五号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第八条の規定に基づき、財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月八日

財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令

財政融資資金預託金取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7　貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）附則第十二条の規定により、貿易再保険特別会計の積立金に属する現金を同法第一条の規定による改正後の貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三条に規定する株式会社日本貿易保険に承継するため、当該積立金に属する預託金の払戻しを受けようとする場合における第十一条第一項の適用については、同項の表中「何年度、何省所管何会計、歳入」、「何年度、何会計、歳入外、損失補てん（積立金に属する現金を支払元受高に繰替使用する場合にあつては、「繰替」とする。）」又は「何資金、繰替」（積立金に属する現金を資金に繰替使用する場合に限る。）」とあるのは「何年度、何会計、歳入外、積立金」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第四条の規定に基づき、気象業務法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月八日

国土交通大臣　石井　啓一

気象業務法施行規則の一部を改正する省令

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表第一号レを次のように改める。

レ　雷	雷監視システムを用い、又は目視若しくは聴音による。

第一条の二の表第一号中ソを削り、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとし、ラをナとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第百十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

光洋精機株式会社	宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬字川根二十二番八	鋳造

○法務省告示第百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

東海部品工業株式会社	愛知県刈谷市一ツ木町竹下二十五番地	金属プレス加工

第二号ロの表パナホーム株式会社の項中「防水施工、溶接」の下に「、金属プレス加工」を加え、同表に次のように加える。

羽鳥工業株式会社	茨城県古河市恩名千五百十番地	塗装
株式会社いわきゅう東海	愛知県一宮市猿海道一丁目五番十七号	惣菜製造業
株式会社浅野歯車九州	大阪府大阪狭山市東池尻四丁目千四百二番地の一	塗装、機械加工

○法務省告示第百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社丸石工業	東京都江戸川区上篠崎二丁目十二番七号	配管

○法務省告示第百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

タカミズシェル工業株式会社	岐阜県海津市海津町本阿弥新田六百五十一番地	鋳造

○法務省告示第百二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社イーグルデリカ	京都府城陽市上津屋境端三十二番地	惣菜製造業

第二号ロの表に次のように加える。

紅梅食品工業株式会社	東京都練馬区石神井町四丁目一番十二号	惣菜製造業

○法務省告示第百二十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社松尾商店	岐阜県岐阜市六条南二丁目三番五号	鋳造